

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	美作市

美作市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 美作市農林政策部森林政策課
所 在 地 岡山県美作市美来 1 番地
電 話 番 号 0 8 6 8 - 7 2 - 1 1 1 1
F A X 番 号 0 8 6 8 - 7 2 - 8 0 8 4
メールアドレス shinrin@city.mimasaka.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ②ニホンジカ③ニホンザル④ヌートリア⑤タヌキ⑥アナグマ⑦アライグマ⑧ハクビシン⑨ノウサギ⑩ツキノワグマ⑪カワウ⑫サギ（ゴイサギ、アオサギ）⑬カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）⑭ドバト⑮スズメ類⑯ヒヨドリ⑰ムクドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	岡山県美作市全域

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値（金額/面積）
①イノシシ	水稲 麦類 黒大豆 いも類	3,697千円/2.76ha 0千円/ 0ha 1,021千円/1.49ha 486千円/0.365ha
②ニホンジカ	水稲 麦類 黒大豆 野菜 森林（スギ・ヒノキ）	2,353千円/1.75ha 0千円/ 0ha 1,404千円/2.04ha 679千円/0.161ha 0千円/ 0ha
③ニホンザル	穀類（トウモロコシ） 果樹（柿、ブドウ） 野菜	0千円/0.0016ha 5千円/0.0023ha 21千円/0.0159ha
④ヌートリア	水稲 麦類 いも類	336千円/0.25ha 0千円/ 0ha 18千円/0.0135ha
⑤タヌキ	目撃情報の多発・生活環境への影響	
⑥アナグマ	目撃情報の多発・生活環境への影響	
⑦アライグマ	目撃情報の多発・生活環境への影響	
⑧ハクビシン	目撃情報の多発・生活環境への影響	
⑨ノウサギ	野菜 大豆	2千円/0.0004ha 128千円/0.19ha
⑩ツキノワグマ	果樹（柿・栗）	10千円/0.0048ha
⑪カワウ	魚類（放流稚魚・在来魚）	1,392千円

⑫サギ(ゴイサギ・アオサギ)	水稲 魚類 (放流稚魚・在来魚)	0千円/0.00ha 595千円
⑬カラス (ハシブトガラス、ハシボソガラス)	野菜 果樹	7千円/0.0016ha 13千円/0.0016ha
⑭ドバト	水稲	0千円/0.00ha
⑮スズメ類	水稲	0千円/0.00ha
⑯ヒヨドリ	野菜 果樹	7千円/0.0016ha 3千円/0.0016ha
⑰ムクドリ	野菜	7千円/0.0016ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

美作市での鳥獣(イノシシ、ニホンジカ等)による被害については、市内全域で農作物被害が発生し、被害額は直近の3か年で令和5年度が15,157千円、令和6年度が14,360千円、令和7年度が12,184千円と推移している。

①イノシシ

春頃は野菜やタケノコの食害、夏頃から秋頃にかけて水稲の倒伏被害が発生している。また、黒大豆の収穫期においても、食害や倒伏被害が起きている。

被害区域は、ほぼ市内全域で確認できる。どの地域においても、水稲被害が主で、稲の収穫後には、大豆や黒大豆への被害が確認できる。

②ニホンジカ

年間を通して、特に水稲、大豆、植林への被害が発生している。

水稲においては田植後の苗の食害や収穫期の米の食害、大豆・野菜類においても収穫前の食害、また、植林被害としては、植林直後の若芽をかじられる被害、成長期及び成長後の剥皮被害などとなっており、収穫時期や成長に合わせて被害は多岐にわたっている。

また、被害区域は市内全域で確認されている。

③ニホンザル

群れから離れた離れザルの生息が市内の至る所で確認され、美作地域、英田地域では群れも確認されており、果樹、野菜、黒大豆への被害が発生している。

また、頻繁に住居付近へ出没しているため、人的被害の発生も懸念される。

④ヌートリア

水稲や野菜類への被害が多く、近年市内での被害状況は横ばい状態である。全域で生息している。

⑤タヌキ

市内全域で生息しているが、大きな被害は発生していない。空き家や倉庫、軒下へ侵入し、糞尿による生活環境被害の相談が寄せられている。

⑥アナグマ

市内全域で生息し、空き家や倉庫、軒下へ侵入し、糞尿による生活環境被害の相談が寄せられている。捕獲頭数が増加していることから、生息頭数が増加していると推測され、今後生活環境に加え農作物への被害発生が懸念される。

⑦アライグマ

市内北部にて生息が確認された。被害の報告は入っていないが、繁殖力が強いので警戒が必要で、今後生活環境に加え農作物への被害発生が懸念される。

⑧ハクビシン

市内南部にて生息が確認された。被害の報告は入っていないが、今後生活環境に加え農作物への被害発生が懸念される。

⑨ノウサギ

市内全域に生息し、野菜への被害が発生している。

⑩ツキノワグマ

近年市内全域に生息域が拡大しており、人里への執着が疑われる個体に対して、有害駆除許可を出し、人身被害防止に努めている。今後も動向を注視し、場合によっては有害駆除許可を出して対応していく。

⑪カワウ

アユ等への被害が著しく、被害区域は、一級河川吉井川支流吉野川流域が主となっている。被害が増大しており、魚類や生態系への影響は深刻化している。

⑫サギ（ゴイサギ・アオサギ）

アユ等への被害が著しく、被害区域は、一級河川吉井川支流吉野川流域が主となっている。被害は横ばい状態で推移しており、魚類や生態系への影響は深刻化している。また、近年では水稻への被害も報告されており、今後動向を注視する必要がある。

⑬カラス（ハブトガラス・ハシロガラス）

市内全域に生息しており、野菜や果樹への被害が発生している。

⑭ドバト

市内全域に生息しており、水稻への被害が発生している。

⑮スズメ類

市内全域に生息しており、水稻への被害が発生している。

⑯ヒヨドリ

市内全域に生息しており、野菜や果樹への被害が発生している。

⑰ムクドリ

市内全域に生息しており、野菜への被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

獣種	指標	現状値（令和7年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	被害金額	5,204 千円	被害金額を 10%減少
	被害面積	4.62ha	被害面積を 10%減少
ニホンジカ	被害金額	4,436 千円	被害金額を 10%減少
	被害面積	3.95ha	被害面積を 10%減少
その他獣種	被害金額	520 千円	被害金額を 10%減少
	被害面積	0.48ha	被害面積を 10%減少
その他鳥類	被害金額	2,024 千円	被害金額を 10%減少
	被害面積	0.01ha	被害面積を 10%減少

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	旧町村で有害鳥獣駆除班が整備されており、美作市猟友会と協力して有害鳥獣駆除を行ってきた。 捕獲手段に関しては、銃器・わな・捕獲柵を用いて行っている。 捕獲の担い手確保対策として、県事業を活用し、狩猟免許取得にかかる経費の助成を行っている。 捕獲鳥獣の処理については、従来、捕獲者が自ら埋設・焼却等により処理してきたが、捕獲者の負担減と捕獲獣の利活用を目的として、平成24年度に鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、獣肉処理施設「地美恵の郷みまさか」を建設した。	高齢化による狩猟者の減少により、担い手の育成が急務。 ジビエ倍增モデル事業で広域連携しているため、より効果的な連携強化を図る必要がある。 また、平成29年度にオリワナシステムを導入したが、市内全域に普及できておらず、新たなシステムの導入も踏まえさらなる研究が必要と思われる。 ジビエカー・減容化施設の導入により、獣肉施設への搬入体制を整えたため、全頭処理を目標に回収サービス等、検討していく。

	平成 29 年度にはジビエ倍増モデル事業に取組み、真庭市と広域連携し、平成 30 年度には真庭市にはジビエカーを導入し、令和元年度美作市には減容化施設を整備して、獣肉処理施設への利用をさらに加速させ、捕獲者の負担軽減を図ったことから、ニホンジカの捕獲頭数の約 20%を食肉として約 25%を減容化処理しているが、イノシシは、豚熱の拡大により流通、販売を自粛している状況であり、目標の全頭処理には達成していない状況である。	
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	鳥獣からの農作物被害を未然に防止するため、農家等が共同で設置する侵入防止柵等に対する助成を市単独事業で行っている。 また、平成23年度からは美作市鳥獣被害防止対策協議会が事業主体となり、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止柵の整備に対する支援を行っている。その他、令和2年度からは、特にカラスの被害が多い地域において、同交付金等を活用しながら追い払いと捕獲の複合的対策の技術実証を行ってきた。 サルの出没に対し、従来通り実施隊活動の一環として、市職員により花火による追い払いに加え、現在ではサルの出没があった地域の住民の方々に花火を取扱う資格を取得してもらい、各地域で柔軟な対応を取っていただいている。	サルの追い払いについて、地域住民により、柔軟な対応を進めているが、追い払いだけでは被害の低減につながっていないと考えられるので、ワナ等による捕獲により個体数調整が必要である。 カラスの被害について、技術実証をした地域では効果が認められた。だが、機器はリースであり設置については、専門家の指導等が必要であり、今後とも継続していく必要がある。

生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	放任果樹の除去については、特にツキノワグマの出没が多発する秋口に市広報誌等により普及啓発を行っている。	市内は山間部が大部分を占めており、近年耕作放棄地の増加により有害獣の温床となっている。そのため、耕作放棄地の適正な管理（緩衝地帯の整備）が課題となっている。
----------------------------------	---	--

（注） 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（5）今後の取組方針

美作市における有害鳥獣による被害は、イノシシやニホンジカによる被害が大半を占めている。

主には、イノシシやニホンジカによる基幹作物である水稻や黒大豆への被害、ニホンジカによる植林への被害が大半を占めており、カワウやサギ類による魚類（アユ等）への被害も減少傾向にはなく、ヌートリア等外来生物による水稻や野菜への食害被害は増加傾向であり、被害が長期化している状況にある。さらにカラス等鳥類の果樹や、野菜への被害も増加傾向にある。

これまで、美作市においては、有害獣の捕獲や田・畑においては防護柵の設置等により、被害軽減を図ろうとしていたが、被害区域は、防護柵等をしていない区域に拡大する傾向にある。そこで、有害鳥獣の捕獲の推進や防護柵等の効果的な設置を促し、被害軽減に努めてきた。

今後は、これまでの有害鳥獣の捕獲に加え、今まで被害が少なかったサル・カラスについて多頭捕獲などの研究を行い、防護柵の効果的な設置を推進し、耕作放棄地の適切な管理（緩衝地帯の設置）をすることにより、被害軽減を図っていく。

（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

美作市猟友会、美作市有害鳥獣駆除班(市内12班)と協力し合いながら、有害鳥獣駆除を実施し、農林作物や水産物への被害を軽減させる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8年度 ～ 10年度	全対象鳥獣	岡山県の狩猟免許取得費用の補助金を活用し、新規狩猟者の確保に努める。 また、岡山県、美作市猟友会と連携し、狩猟者の確保、育成を進めていく。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシ 過去3年の捕獲実績は、5年度：1,219頭、6年度：945頭、令和7年度：514頭となっている。県が推定した生息数調査によると、現状の捕獲数を継続することで被害の軽減が図れるものとなっているので、昨年度の捕獲計画数を継続する計画とする。
② ニホンジカ 過去3年の捕獲実績は、5年度：4,343頭、6年度：4,309頭、令和7年度：4,166頭となっている。県が推定した生息数調査によると、現状の捕獲数を継続することで被害の軽減が図れるものとなっているので、昨年度の捕獲計画数を継続する計画とする。
③ ニホンザル 近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
④ ヌートリア 近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。

⑤タヌキ	近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑥アナグマ	近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑦アライグマ	市内での生息が確認された。現状では被害の状況を注視しながら捕獲計画を設定していく。
⑧ハクビシン	市内での生息が確認された。現状では被害の状況を注視しながら捕獲計画を設定していく。
⑨ノウサギ	近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑩ツキノワグマ	岡山県第二種特定鳥獣管理計画に基づき対応するため、市独自の捕獲計画は設定しない。
⑪カワウ	近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑫サギ（ゴイサギ・アオサギ）	近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑬カラス（ハブトガラス・ハシホソガラス）	近年の被害の状況が増加傾向になっていることなどを勘案した捕獲計画とする。
⑭ドバト	近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑮スズメ類	近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑯ヒヨドリ	近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑰ムクドリ	近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
①イノシシ	1,200	1,200	1,200
②ニホンジカ	5,000	5,000	5,000

③ニホンザル	20	20	20
③ヌートリア	50	50	50
⑤タヌキ	30	30	30
⑥アナグマ	350	350	350
⑦アライグマ	30	30	30
⑧ハクビシン	30	30	30
⑨ノウサギ	10	10	10
⑩ツキノワグマ	－	－	－
⑪カワウ	100	100	100
⑫サギ	300	300	300
⑬カラス	300	300	300
⑭ドバト	10	10	10
⑮スズメ類	10	10	10
⑯ヒヨドリ	10	10	10
⑰ムクドリ	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器（ライフル銃を含む）・わな・捕獲柵等を用い、過去の被害発生状況等を踏まえ、主にイノシシ、ニホンジカ、ヌートリアを対象として、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策に取り組み、駆除従事者の捕獲意欲を高めることで重点的な有害鳥獣の捕獲を行う。 また、カワウ、アオサギ、ゴイサギについては、漁業被害の多発する期間において有害鳥獣の捕獲を行う。 対象地域は、イノシシ・ニホンジカなどの、大型獣類については、美作市全域、ヌートリア等の小型獣類・カワウ・ゴイサギ等の鳥類については、地域を特定して捕獲していく。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・山中に生息する対象獣を効率的・効果的に捕獲するために必要である。 また、わなによる捕獲後に、止めさし等を安全かつ的確に行うためにも必要である。 ・市内全域を駆除活動対象区域とし、複数名の実施隊で構成する班を編成し、エリア分けを行って年間通じて捕獲を行う。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル

銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 15,000m	電気柵 15,000m	電気柵 15,000m
	ワイヤーメッシュ 40,000m	ワイヤーメッシュ 40,000m	ワイヤーメッシュ 40,000m
	トタン 500m	トタン 500m	トタン 500m
	ネット 3,000m	ネット 3,000m	ネット 3,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
全対象鳥獣	侵入防止柵の点検・管理は、地元集落によることを基本とするが、必要に応じて目視による点検等を実施する。	侵入防止柵の点検・管理は、地元集落によることを基本とするが、必要に応じて目視による点検等を実施する。	侵入防止柵の点検・管理は、地元集落によることを基本とするが、必要に応じて目視による点検等を実施する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	全対象鳥獣	市内は山間部が大部分を占めており、近年耕作放棄地の増加により有害獣の温床となっている。そのため、耕作放棄地の解消や緩衝帯の設置をする必要がある。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

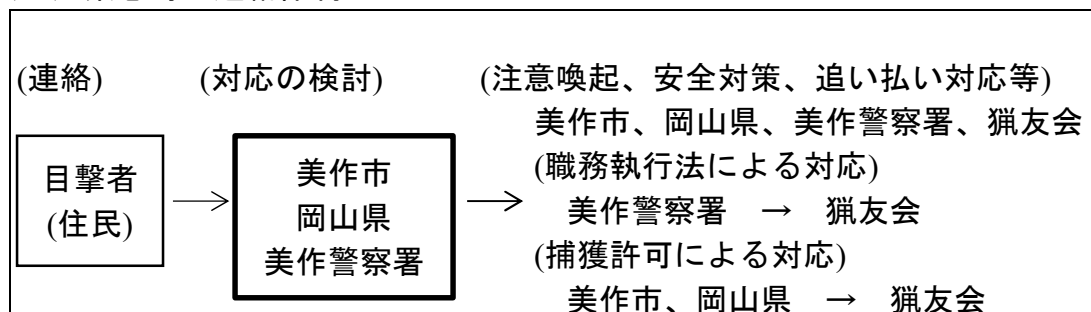
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美作市猟友会	対象鳥獣の捕獲及び追い払い
美作市	鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可の交付
岡山県	鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可の交付
美作警察署	警察官職務執行法による対応

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、イノシシ・ニホンジカの成獣については、獣肉処理施設「地美恵の郷みまさか」を活用し、食肉・ペットフード肉としての利活用を行っている。また、令和元年度「減容化施設」を整備し、食肉等処理後の残渣及び廃棄個体について処理を行っている。幼獣・搬出不可個体については、捕獲後速やかに埋設または焼却処分を行う。

また近年、駆除従事者の高齢化等により、幼獣・搬出不可個体の処理（埋設作業等）に苦慮していることから、様々な観点から解決方法を模索・検討していく。

（注） 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	美作市では、駆除従事者の負担軽減と、新たな地域資源の確保と雇用の創出を目的に、獣肉処理施設「地美恵の郷美作」を整備し、平成 25 年度から稼働を行っている。現在、年間処理計画を 1,860 頭としており、年間約 1,000 頭～1,900 頭の処理を行っている。 処理を行った食肉は、市内の道の駅で精肉として販売しているほか、飲食店でジビエ料理を提供されており、県内外の飲食店や卸売業者への販路拡大も引き続き推進していく。
ペットフード	近年、ジビエ肉のペットフードとしての需要も高まっており、食肉としての利用が困難な場合の有効利用の推進を図る。
皮革	現在、獣皮は年間 300 枚程度の取引を行っており、引き続き有効利用の推進を図る。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	今後需要に応じて検討していくほか、他市町村の事例などの調査研究を行う。

（注） 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（2）処理加工施設の取組

現在、市内で捕獲したイノシシ・ニホンジカについては、獣肉処理施設「地美恵の郷みまさか」を活用し、食肉・ペットフード肉として利活用し、平成25年度の稼働開始以来、年間約1,200頭を処理している。

本施設は平成30年度から指定管理にしており、令和元年度には「減容化施設」も整備されたことから、従来受け入れできなかった個体の受け入れができるようになり、駆除従事者の負担低減を図ることができた。

今後は、食肉処理施設がないため有効な利活用がされていない市外からの個体の受け入れや、向上した処理技術をさらに生かすため、受入対象獣種を増やすなど、他市町村との広域連携など幅広く検討する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

令和3年に獣肉処理施設「地美恵の郷みまさか」が国産ジビエ認証を取得し、施設の従事者の技術や安全意識の向上に寄与した。引き続き日本ジビエ振興協会の講習会などに積極参加するなど、従事者の資質の向上を図っていく。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
美作市	協議会事務運営、各機関との連絡調整
美作市議会	鳥獣被害の情報提供
美作市農業委員会	農作物被害の情報提供
美作市自治振興協議会	鳥獣被害の情報提供
晴れの国岡山農業協同組合	農作物被害の情報提供
岡山県農業共済事務組合	農作物被害の情報提供
美作市猟友会	有害鳥獣の捕獲と情報提供
吉野川漁業協同組合	水産業被害の情報提供
岡山県鳥獣保護管理員	鳥獣の生息状況、捕獲実態の情報提供
美作東備森林組合	森林被害の情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県美作県民局農林水産事業部	オブザーバーとして鳥獣害全般の有効な防止対策の意見提言・指導を行う
岡山森林管理署	国有林内の森林被害の情報提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現在、美作市農林政策部森林政策課課員及び各支所担当者を市職員として鳥獣被害対策実施隊員として指名している。(令和7年4月現在、10名)
また、美作市猟友会員の中から、特に捕獲に意欲的な者を対象に、対象鳥獣捕獲員として任命している。(令和7年4月現在、159名)

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、適切な防護柵の設置、有害鳥獣の捕獲を基本とした対策が必要であり、地域及び集落の問題として捉えることにより、集落全体で取り組めるように推進していくことが重要である。
--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。